

# 定 款

# 目 次

第1章	総 則	.....	1
第2章	株 式	.....	2
第3章	株 主 総 会	.....	3
第4章	取締役および取締役会	.....	4
第5章	監査役および監査役会	.....	6
第6章	会 計 監 査 人	.....	7
第7章	計 算	.....	8
	附 則	.....	8

# 株式会社 名古屋銀行定款

平成 28 年 6 月 24 日改正

## 第 1 章 総 則

第 1 条（商号）当銀行は、株式会社名古屋銀行と称する。英文では、The Bank of Nagoya, Ltd. と表示する。

第 2 条（目的）当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付け、または手形の割引ならびに為替取引
2. 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務
3. 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務
4. 信託業務
5. 前各号の業務のほか、銀行法、担保付社債信託法、その他の法律により銀行が営むことのできる業務
6. その他前各号の業務に付帯または関連する事項

第 3 条（本店の所在地）当銀行は、本店を名古屋市に置く。

第 4 条（公告方法）当銀行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞および名古屋市において発行する中日新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

第5条（発行可能株式総数）当銀行の発行可能株式総数は、5千万株とする。

第6条（自己の株式の取得）当銀行は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第7条（単元株式数）当銀行の単元株式数は、100株とする。

第8条（単元未満株式についての権利）当銀行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

第9条（単元未満株式の売渡請求）当銀行の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第10条（株主名簿管理人）当銀行は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取扱わない。

第 11 条（株式取扱規程）当銀行の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 12 条（基準日）当銀行は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

②前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によって、予め公告して、臨時に基準日を定めることができる。

### 第 3 章 株主総会

第 13 条（招集）当銀行の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第 14 条（開催場所）当銀行は、愛知県で株主総会を開催する。

第 15 条（招集権者および議長）株主総会は、取締役頭取がこれを招集し、議長となる。

②取締役頭取に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 17 条（決議の方法）株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- ②会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 18 条（議決権の代理行使）株主は、当銀行の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ②株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当銀行に提出しなければならない。

## 第 4 章 取締役および取締役会

第 19 条（員数）当銀行の取締役は、18 名以内とする。

第 20 条（選任方法）取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 21 条（任期）取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ②増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第 22 条（取締役会の設置）当銀行は、取締役会を置く。

第 23 条（代表取締役および役付取締役）代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

②取締役会の決議によって、取締役会長 1 名、取締役頭取 1 名、取締役副頭取、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

第 24 条（報酬等）取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 25 条（取締役会規程）取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 26 条（取締役会の招集）取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役頭取が、取締役頭取に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

②取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

③取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときには、招集の手続を経ないで開催することができる。

第 27 条（取締役の責任免除）当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、

取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 28 条（取締役会の決議の省略）当銀行は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

## 第 5 章 監査役および監査役会

第 29 条（監査役および監査役会の設置）当銀行は、監査役および監査役会を置く。

第 30 条（員数）当銀行の監査役は、5 名以内とする。

第 31 条（選任方法）監査役は、株主総会の決議によって選任する。

②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 32 条（任期）監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 33 条（常勤の監査役）監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第 34 条（報酬等）監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。



第 35 条（監査役会規程） 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 36 条（監査役会の招集） 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

②監査役全員の同意があるときには、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第 37 条（監査役の実任免除） 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 6 章 会計監査人

第 38 条（会計監査人の設置） 当銀行は、会計監査人を置く。

第 39 条（選任方法） 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 40 条（任期） 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 41 条（報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

第42条（事業年度）当銀行の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第43条（剰余金の配当）剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

第44条（中間配当）当銀行は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第45条（剰余金の配当等の除斥期間）剰余金の配当および中間配当は、その支払開始の日から満5年を経過しても受領されないときは、当銀行はその支払の義務を免れる。

②前項の金銭には利息をつけない。

## 附 則

第1条 第5条及び第7条の規程変更は、平成28年10月1日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は、当該株式併合の効力発生日をもってこれを削除する。